

制 度 名	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減		
税 目	登録免許税（措法 77 条第 1 項）		
要 望 の 内 容	農業を営む者が農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）により農用地区域内の土地（農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地）を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（20/1000→8/1000）の適用期限を 2 年延長すること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲ 6 1 百万円）

(1) 政策目的

持続可能な力強い農業の実現のためには将来の農業を支える意欲ある人材の確保、農地集積・規模拡大の加速化が喫緊の課題であり、今後、高齢農家の大量リタイアが見込まれる中、その農地を意欲ある農業者に集積することが重要である。地域の中心となる経営体への農地集積を図るため、農業経営基盤強化促進法等に基づいた取組を推進する。

(2) 施策の必要性

① 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、農業経営基盤強化促進法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものであり、農地の利用集積を図るための施策の中心的な役割を果たしているものである。今後とも農地の利用集積を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農地取得の際の初期投資を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。

② また、意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。

ア 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日 食と農林漁業の再生推進本部（本部長 内閣総理大臣）決定）において、「土地利用型農業については、今後 5 年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」

イ 食料・農業・農村基本法第 23 条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。」

ウ 平成 22 年 3 月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において「意欲ある農業者への農地の集積を推進する。」

エ 農業経営基盤強化促進法第 35 条において、「国は、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な援助を行うように努めるものとする。」

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進
		政 策 の 達 成 目 標	土地利用型農業について、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間延長
		同上の期間中の達成目標	農用地区域内の農地等について、所有権移転により、平成28年度までに約9.2万haを集積。
		政策目標の達成状況	基本方針・行動計画で示された規模の経営体の経営面積：約120万ha（全耕地面積の3割程度）
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	（平成25年度見込み） 対象者数：362,000人 適用件数：約8,000件 ※対象者数は、認定農業者等の本特例を適用できる者の数
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成25年度の農地の有償所有権移転見込面積（約3.3万ha）のうち、利用権設定等促進事業における移転見込面積（約2.3万ha）の占める割合は約70%となる見込み。 また、平成25年度の利用権設定等促進事業による有償所有権移転見込件数（約13千件）のうち、本特例措置の適用となる件数は約8千件（62%）となる見込み。 ※平成25年度の見込みは、平成19年度～平成22年度の実績から算定。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 農地保有合理化等のために農地を譲渡した場合の特例控除（所得税・法人税） ・ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性 農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進する大きなインセンティブとなるものであり、また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。 なお、本特例措置の適用対象は、市町村が作成する公的な計画に基づく土地の譲渡であって、かつ、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、必要最小限の措置となっている。 また、基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約120万ha(全経営耕地面積の約3割)にとどまり、政策目的は実現されていない。今後5年間に高齢化等で大量の農業者がリタイアすることが見込まれる中、その農地を意欲ある農業者に集積することが喫緊の課題であることから、本特例措置については引き続き存置する必要がある。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績 <table><tr><th>区 分</th><th>平成 21 年度</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th></tr><tr><td>対象者数</td><td>371,000</td><td>366,000</td><td>362,000</td></tr><tr><td>件 数</td><td>7,763</td><td>7,584</td><td>8,023</td></tr><tr><td>減税額(百万円)</td><td>70</td><td>51</td><td>61</td></tr></table>	区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	対象者数	371,000	366,000	362,000	件 数	7,763	7,584	8,023	減税額(百万円)	70	51	61
	区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度														
	対象者数	371,000	366,000	362,000														
	件 数	7,763	7,584	8,023														
減税額(百万円)	70	51	61															
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成 22 年度の農地の有償所有権移転面積(約 2.8 万 ha)のうち利用権設定等促進事業による移転面積(約 2.0 万 ha)の占める割合は約 70%となっている。 また、利用権設定等促進事業による有償所有権移転件数(H22: 12,150 件)のうち、7,584 件(62%)が本特例措置の適用対象となっている。																	
前回要望時の達成目標	平成 32 年までに農地面積の 8 割程度(362 万 ha)を販売農家、法人経営に集積する。																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 22 年末の販売農家、法人経営に集積された農地面積の実績は 222 万 ha(5 割程度)となった。 なお、達成目標は平成 32 年に向けた指標であるため、目標の 8 割に達していない。																	
これまでの要望経緯		昭和 56 年度創設 平成 3 年度以降 2 年ごとに期限延長を要望 <table><tr><td>昭和 56</td><td>58</td><td>60</td><td>62</td><td>平成元</td><td>15</td></tr><tr><td>9/1000</td><td>12/1000</td><td>16/1000</td><td>20/100</td><td>25/100</td><td>8/1000</td></tr></table>	昭和 56	58	60	62	平成元	15	9/1000	12/1000	16/1000	20/100	25/100	8/1000				
昭和 56	58	60	62	平成元	15													
9/1000	12/1000	16/1000	20/100	25/100	8/1000													